

第三項 生 計

第一 職 業

木賃宿泊者の職業は、何れも常雇のもの稀にして日々其の職業を轉ずる者多數を占むるを以て今日の職業必ずしも明日の職業に非らざるもの多きも、其の主なるものを擧ぐれば次の如し。

日雇人夫	石炭人夫	小揚人夫
貨物人夫	材木人夫	廣告人夫
葬儀人夫	會社雜役人夫	官廳雜役人夫
掃除人夫	下水人夫	撒水人夫
水道人夫	道路人夫	臨時職工
輕子	大工	鳶職
瓦職	鋳力職	ペンキ職
植木職	鍛冶職	人力車夫
車力	土工	疊職
行商人	縁日商人	鑄掛師

剃刀庖丁研

料理人

大道藝人

賣ト者

按摩

夕刊號外賣

僧侶

立ン坊

木賃宿生活を送るもの、職業は社會事情の變遷に依りて、勞力仲介機關の如何に依りて、又其の場所依りて各區の間著しく趣を異にす、されば山手方面と下町一體の木賃宿街の間には職業上の相異ありて麻布、四谷、本郷には馬車輓、荷車輓、人力車夫等の交通業に従事する者多く、淺草には行商人、藝人及鐵道貨物扱人夫多く、本所には土工、雜役人夫、下水人夫、道路人夫、掃除人夫及撒水人夫等多數にして、深川に於ては石炭人夫、小揚人夫、貨物人夫、材木人夫の如き貨物取扱人夫及廣告人夫、葬儀人夫、立ン坊の類最も多し。

深川區富川町の木賃宿より通學する兒童の保護者の職業に付き靈岸尋常小學校の調査したる所を示せば、

職業名

從事人員

日雇並人夫

三六

荷車輓

五

職工	人力車夫	石炭荷揚人夫	土工	下水掃除人夫	鍛冶職	道路人夫	小揚人夫	洗張	船乗	雜品行商	計
四	三	四	三	二	一	一	一	一	一	一	六五

次に彼等の一箇月の就業日数は、自由労働者に於ては平均二十日前後其の他の屋外労働者は二十
二、三日、縁日商は二十一日内外、行商は二十六、七日にして、其の就業日数を例年雨雪の日一箇
月平均十三日に對比するときは、強ち彼等の怠惰にのみに其の罪を歸する能はざるが如し。

第二 收 支

一、收 入

木賃宿泊者の職業所得の狀態は、其の職業の變轉に伴ひ極めて不均一なるも、今主要なるもの
に付て日收を示せば次の如し。

職業名	日收平均額
強健なる人夫	二・五〇
普通の人夫	一・四〇
老齡者又は劣弱の人夫	・八〇
撒水及下水人夫	一・三〇
土工	一・七〇
鍛冶職	一・四〇

人力車夫
荷車輓
諸行商
平均

一・三二
一・七五
一・〇〇
一・四六

木賃宿に生活を送るもの、中、其大部を占むる貨物運搬、交通並雜役に従事する各種人夫は、職業の性質上特殊の熟練を要する事なく、何人も直に従業し得る事情あるに依り之に對し多數の従業者ありて、結局従業者の間には體力の競争となり、元氣あり腕力もありて如何なる勞役にも堪ゆる強健の者程収入も多くして、假令は貨物人夫、小揚人夫、石炭人夫等筋力を勞する事大なる仕事に従事するもの間には、本年三月迄は五圓乃至八圓、現在に於ても三圓以上の日收を得るもの尠なからざるに反し、老齡者又は體力の劣弱なるものによりては、其の勞力需用の途少く、又其の弱味の爲め勞働條件從つて不良にして、物價の低落著からざる今日尙六十錢乃至九十錢の日收に満足せざるべからず、而して之等の職業は廣告配り、旗かつぎ、葬儀人夫等なるも、全く使用者なき所謂「ブレ」の場合は路傍に立ち車の後押をなす立ん坊となりて僅に糊口を凌がざるべからず。次に土木建築に屬する職業たる大工、鳶職、瓦職等の諸職に従事するものも、相當の技倆を有する

ものは稀にして多くは手傳、下職と稱すべきものなれば其の收入の如きも一般同職の夫れに比し低廉なるは當然なりとす。

此種自由勞働者の收入に關聯し注意すべきは、勞働仲介手数料即ち勿錢なりとす、市内の木賃街には勞力の請負者ありて、使用者と勞働者との間に勞力の仲介をなし、勞働獎勵會、日本勞働株式會社、日本勞力合資會社等法人組織のもの、外所謂親方なるもの多數存在す、勞銀は親方に於て使用者より取下げ、其の中より手数料を控除して被傭者に支拂をなす、勿錢は通常日傭額の一割を普通とするも、職業に依りて相異し少きは五分多きは三割内外に達するものありと云ふ。又親方の内には人夫部屋と稱し、自ら勞働者を養ひ置き、食費、部屋料及勿錢は總て勞銀中より差引き、殘額を勞働者に支給するものもあり、而して最近に於ては直接雇主と雇傭契約をなすもの増加したるも尙請負の制度及勿錢に對しては、改善又は制限に付き考慮すべき幾多の問題を有するものとす。

其の他の各種職業に在りては、行商、縁日商、大道藝人を始めとし財界不況の影響を受けて收入漸減し、九年の頭初に比し、一割以上甚しきは四割の減收を來せるもの多し。

次に月收に就て見るに、其の日收に比し月收の一般に小額なるを知る、之れ恐らく彼等の間に近

來一般財界の不況に基く失業の日多きと、尙其の放縱なる生活は收入多き者程仕事に不熱心にして、餘裕ある間は徒食をなすの風あるに依るものならん。

二、支出

木賃宿泊者の所得は前述の如し、今之を消費と對照せんに、彼等の支出は簡單にして其の主なものは宿泊料、食費、職業費及嗜好又は娛樂費なりとす。

宿泊料。場所に依り又宿により多少の高下あるも、一人一夜の宿泊料定額左の如し。

所 在	雜 居	別 間
麻布區	一八	三〇
四谷區	二五	三〇—二七
淺草區	三〇	六〇—八〇
本所區	三五〇	四〇—五〇
深川區	二〇三	七〇五
平均	二三	

食物費。食費は總支出の中最も重要なものにして、木賃宿は宿泊者に食事を供せざるが故に、

彼等日常の食事をなす場所は多く一膳飯屋なりとす、而して十一月中深川區富川町に於ける一膳飯屋の主食物及副食物の値段を調査したるに左の如し。

飯	煮	ゴツタ煮	燒魚 (小半)	燒海苔	味噌汁	味の物	牛飯	つゆ	酒類	上酒	中酒
井一杯	一皿	一皿	同	同	一杯	一皿	井一杯	一杯	類	一本	同
四 五 —五 五	四—五	三	五—八	八	二	一	一六	二		一六—一八	一五

燒	耐	一合	三〇
ウキスキ	一杯	一一	一一
ブ	同	一〇	一〇

右に依れば、普通の體力を有する労働者は飯代十錢乃至十五錢、副食物十錢にして即ち一回の食事に凡そ二十五錢を要し、一日七十五錢を費す。晝食は食麵麴等を用ゆる者あるが如きも僅に十錢内外の相違に過ぎず、而も是等は最も節約せられたる食事にして、彼等の實際状態に於けるが如く夕食に於て少しく贅澤の食物を採らんには、尙二三十錢の増加を來し合計八十五錢内外を支出せざるべからず。

収入多きものは兎に角然らざるものは到底如斯多額の支出に堪へざるを以て、稼高少き労働者は簡易食堂若くは寒冷の時期にありては所謂殘飯屋（註一）にて食慾を満足するべからず、而して簡易食堂にては一日三食三十五錢内外にて事足り、殘飯屋に於ては尙小額にて足るべきも、彼等の飲食に對する慾求は常に強烈にして餘裕あれば到底如斯食物に満足せざるもの、如し。

（註一）、市内の兵營、工場及學校寄宿舎より出づる殘飯は其の品質良好のものにせられ、之を専業とするもの市内に十五軒内外あり、其の他普通の辨當屋の殘飯を取扱ふものは下谷、淺草、本所、深川等に多數あるも米價の騰貴以來其の殘飯として

出る數量著しく減じたる爲め殘飯の量に限度あり。

職業上に必要なる費用。草鞋代、電車賃、被服に關する費用等日割として凡そ十九錢を要す。嗜好又は娛樂費。右の外煙草代及び終日の疲勞を醫するが爲め、一合の燒酎を傾くれば尙二、三十錢を支出せざるべからず。

其の他の費用。入浴料其他十錢内外を要すべし。

總支出。更に前掲の各費目を再記すれば左の如し。

食事の場所 に依る區別	食費	宿泊料	職業費	嗜好品	其他	計
甲(飯屋)	八五	二三	一九	二〇	一〇	一五七
乙(簡易食堂)	三五	二三	一九	二〇	一〇	一〇七
丙(殘飯)	二五	二三	一九	二〇	一〇	九七
平均	四八	二三	一九	二〇	一〇	一二〇

右に依れば電車賃も要せず、酒も煙草も好まぬ者に於ても尙最低生活費平均九十錢以上を要す、されば之を彼等の収入に對比するときは、夫の収入少きものに在りては終日勤勞するも辛じて糊口の料を得るに止まり、彼等が這般の境涯より離脱するの期は永遠に到來せざるならん。

附 記

本賃宿泊者の教育程度

・ 霊岸町常小學校に於て其の保護者に就き調査したる所次の如し。

教育程度	父	母	計	比 例
無 教 育	一七	三一	四八	四〇・三
尋常一・二年度程度	一九	一〇	二九	二四・四
同 三・四年度程度	二〇	一〇	三〇	二五・二
高等一・二年度程度 (尋常五・六年度)	五	五	一〇	八・四
高等小學卒業程度	二	〇	二	一・七
計	六三	五六	一一九	一〇〇・〇

第二款 水上生活者及浮浪者

第一項 水上生活者

其の職業が水上の運輸にして其の生活が水上に限らるゝ點に於て、前款迄記述したる細民と著しく其の面目を異にするを水上生活者とする。

世界戦亂の影響を受け我財界の活躍したりし時期に於ては、彼等の収入は常に高額にありて、殊に

救済上の對照として調査の範圍に入らざりしも、本年三月以降財界の激變を來すに及び、艀業は著しき打撃を蒙り艀船の増加、収入の減少、生計の困難、失業を齎し其の傾向今後益々深酷ならんとす、之れ殊に水上生活者を以て本調査の一部に加へたる所以なりとす。

水上生活者の區別及其の職業の内容。東京市内の水上生活者を其の本據地に依りて區分するとき

は、

一、市内に其の生活の本據を有するもの

二、市外に其の生活の本據を有するもの
の二大別とする事を得べし、而して市内に本據を有するものは主として回漕問屋又は艀業者に雇はるゝ艀船乗組員俗に艀船頭にして、傭主の指圖に従ひ貨物の水上輸送に従事するもの大部を占め、市外に本據を有するものは、隣接郡部及横濱等に本據を有し、常に市内の水路に出入し砂利塵芥、糞尿若くは一般貨物の運送に従事するもの大部を占む。

水上生活者の職業は右の如く總て運送に關する業務なるも、更に之を細別すれば

一般貨物運送

石 炭 運 送

土砂運送

塵芥運送

糞尿運送

等に區分するを得べし。

水上生活者の世帯數及人口。移動常なき彼等の人口に關する調査は從來難事とせられたる所なるも、本年十月第一次國勢調査の當時水上生活者の世帯數は、一隻一世帯と看做し市部郡部合せて四千四十二（調査當初の豫想は舩數七千隻の見込なりしも前夜の暴風雨の爲め、市外より入船なく其の數を減じ居たりと云ふ）又本春水上警察署に於てコレヲ豫防注射を施行したる人員は約二萬五千名に達したるの事實に基き、尙水上生活者平均一世帯の人員より推算し恐らく市内に一萬乃至一萬五千の水上生活者あり、更に現在の經濟界の狀態に顧み其の内一割を細民と看做せば一千五百人内外の水上生活細民の存在する事は推定し得べきが如し。

水上生活者の生活狀態。市内に本據を有する水上生活者は舩船頭多數にして、此等と其の雇主たる回漕問屋又は一般舩業者との間には慣習として親分子分の關係存在し、陸上の雇傭關係に比して頗る親密なるものあり、されば彼等は一方雇主の顧使の儘に使役せらるゝも他方收入少く支拂

に苦むが如き場合には、雇主に於て立替支拂の便宜を與ふるの慣例あり。

市外に本據を有する水上生活者の生活は多く前者に似たるも、糞尿運送者等に在りては自ら舩舟を所有し農業の傍斯業に従事するもの亦尠なからず。

夫れ水上生活者は陸上と別離の生活を營み、一定の場所に止ること二三日にして他に移るを常とするを以て、陸上と交渉の機會少し、故に其の思想も性情も亦職業上の工夫も一般に單純にして、日々の苦心は天候と潮加減とに在りて、極めて正直撲訥なるもの多く且彼等は生活の場所若くは其の職業の爲に因るか一般に強健にして罹病者極めて少しと云ふ。

船頭の收入は其の雇主との授受の内容頗る不明瞭にして、普通は被傭者に於て全運賃の四分を收得するの例なるも、雇主が得意先より收受する運賃額は船頭に於て之を明にするを得ざるの狀態なるを以て、全然雇主の給與に甘んぜざるを得ず、尙彼等の生活日用品は皆必要に應じて、雇主より之を供給し其の代價を歩合中より差引くを以て彼等の實收入は常に小額なりとす。

兒童。彼等は妻子高齡者を伴ふもの多く、子女は相當年齡迄船中に在りて後陸上の生活に轉ずるもの多し、而して長子は父業を襲ふを常例とす。今第二吾孀尋常小學校に於て本所深川兩區の水上生活者殊に其の兒童に就き調査したる所を擧ぐれば次の如し。

一、調査船隻数 九七一

内

土砂運搬船 五〇四 五一・七% 石炭運搬船 三〇二 三一・五%

塵芥運搬船 八六 八・七% 糞尿運搬船 七九 八・一%

二、児童のありたる船数 五九二 六一・〇%

但し糞尿運搬船には児童を見ざりしと

三、児童總数 一、六三八名 平均一艘に 二・七七

右の内約四割二分七〇〇人は學齡児童なりしと云ふ

水上生活者が西に東に轉々する間には、彼等の子女が一般細民に比するも就學の機會を失する事大なるは明なる所なるを以て、其の就學獎勵の方法は考究を要する所なりとす。

附 記

第一次國勢調査に依る市内水上生活者の世帯数人口左の如し。

區 名	船隻数	世帯数	人口	男	女
麹 町	四一	同上	一二七	七二	四五

神 田	一六五	〃	三七二	二六二	一一〇
日 本 橋	五七五	〃	一五七五	一〇三八	五三七
京 橋	八一四	〃	二二三四	一六五五	五七九
芝 込	二二八	〃	五九五	四四二	一五三
牛 込	一三	〃	三〇	二三	七
小 石 川	三五	〃	八四	五八	二六
淺 草	一〇八	〃	一八九	一五七	三二
本 所	四二〇	〃	一一一九	七〇五	四一四
深 川	八六三	〃	二二九三	一四七〇	八二三
市 部 計	三二五二	〃	八六〇八	五八八二	二七二六
郡 部	七九〇	〃	二、一〇四	一、三〇一	八〇三
合 計	四、〇四二	〃	一〇、七二二	七、一八三	三、五二九

第二項 浮浪者

東京市内には一定の生活上の本據を有せずして、所在に彷徨漂泊する所謂浮浪者ありて、其の數

凡そ四千人と稱せらるゝも之等は一般財界の事情並其の推移、寒暑の季節等に依りて著しく増減あるものゝ如し。

而して彼等の間には一時的のものと、浮浪を常習とするものとの二者あるも、前者に付ては其の發生原因に稽へ、本調査の範圍に加へざるを適當とするを以て、以下主として常習浮浪者に付き記述せんとす。

常習浮浪者は定職なく又は職業あるも永續せず、若くは収入常に僅少にして、些細の木賃料すら辨じ得ざるを常態とするも、更に彼等の浮浪者たる事由より觀察するときは、左記四種に區別する事を得べし。

- 一、先天又は後天的原因に依りて能力劣れるが爲め、若くは疾病老衰の爲めに常に収入尠くして止むを得ず浮浪の徒に互するもの。
- 二、懶惰にして一定の職業に就くを嫌ひ好んで浮浪生活を送るもの。
- 三、不良性を有する少年にして浮浪生活をなすもの。
- 四、乞食。

第一に屬する浮浪者の所得は、彼等の生活關係上常に少額にして寧ろ市内に於ける勞働階級者の

最低賃金を以て率するを適當とす、而して近年に於ける其騰落の割合を見るに左の如し。

		歐洲大戰前 大正三年賃金		大正八年末		現在	
日傭者男子 最低賃金		四五		八五		六五	
割 合		一〇〇		一八八		一四四	

右賃金は市内一般日傭人夫の勞銀が戰前に比し平均二十五割の増加を見たるに比し、僅に入割八分の昂騰に過ぎず、然も現在は最高に比し既に二割三分の低下を見たるなり、而して之を日用品小賣價格殊に飲食物の價格が未だ著しき下落を來さざるに對比すれば、彼等は間斷なく職業に勤むるも如斯寡少の収入を以てしては其の食費のみにも足らざるなり、故に這輩の不安定なる生活に在りては稀に収入多かりし日は木賃宿又は無料宿泊所に宿を求め、収入寡少の日若くは失業の日は公園、社寺の縁下、材木置場、人家の軒先、塵埃置場、橋下、便所等に野宿の夜を徹せざるべからず。

第二に屬する浮浪者は主として所謂立ん坊の類にして、其性情一般に放縱遊惰にして、放浪を意とせず、僥倖の期待のみ大にして、賭博を常習とし、所謂野天博奕に耽り、勝てば業に就かずして木賃宿に徒食し、敗くれば空腹の夜を野宿に過ぐすを例とす。彼等の間には賭博の見張を業と

する輩もありと云ふ。

附 記

九月中本所區若宮町無料宿泊所の宿泊者二十五名に就き調査せる所に依れば、彼等の職業は總て立ノ坊にして内十五名は當日就業し日收最高九十錢最低二十錢を得、他の十名は全く不就業者なりしと。

第三、不良性を帶べる少年は必しも細民階級に限らずして上流中流の社會にも存在し、警視廳の調査に従へば其の概數全市に於て三千名と註せらる、而して右の内浮浪生活を送るものゝ多くは細民の子女にして所謂軟派又は自然派不良少年とは稍趣を異にす、而して其多くは惡友の甘言に惑はされ寢食を共にし漸次結合して團體を作るもの多く、或は乞食の群に入り合力を受け搔浚をなして糊口を凌ぐあり、甚しきは惡漢の下に結束して窃盜を敢てし、拘摸を働くに至るものあり。今東京市養育院井ノ頭學校に收容せられたる浮浪の不良少年に關する大正七、八兩年度の同院統計を舉れば次の如し。

重なる原因	入院時年齢		計
	一〇歳以下	一一歳至一五歳	
貧	二	三四	八
困	二	三四	八

一、浮浪兒となりし原因（大正七年度收容數九三名八年度二七名計一）

惡友の教唆	一	一二	五	一八
母の不品行	一	四	六	一〇
繼父の薄情	一	五	一	六
家庭の不和	一	四	一	六
怠惰	一	六	二	八
父の薄情	一	二	一	三
兩親の薄情	一	三	一	三
伯父の薄情	一	一	一	一
母の無情	一	四	一	五
兩親過度愛	一	二	一	三
家庭紊亂	一	二	一	二
繼母の薄情	一	四	一	四
父の不品行	一	三	一	三
誘拐せられて	一	一	一	二

不詳	一	二	一	二
計	五	八九	二六	一二〇

即ち家庭の和樂を缺くに基因するもの三六%、貧困に基因するもの三七%、惡友の教唆に依るもの一五%、怠惰に依るもの六・六%、其他五%の割合にして環境に基因するもの最も多し。

二、主たる浮浪場所

	七年度	八年度	計
淺草公園及吉原附近	五五	一六	七一
上野公園附近	八	二	一〇
芝浦附近	四	一	四
本所區内	四	二	六
日本橋魚河岸附近	三	一	四
神田錦町附近	三	一	三
澁谷町	三	一	三
日比谷公園	二	一	二

麻布區仲町附近	二	一	二
牛込區神樂坂附近	一	一	一
四谷區鹽町附近	一	一	一
月島附近	一	一	一
品川町附近	一	二	二
洲崎	一	二	三
深川區門前町附近	一	一	一
赤坂區内田町附近	一	一	一
新橋附近	一	一	二
日暮里附近	一	一	一
巢鴨町附近	一	一	一
中野町	一	一	一
計	九三	二七	一二〇

淺草公園及吉原附近に彼等の蟠集するは娛樂場飲食店等多くして合力を受け、又搔擾をなして糊

口を凌ぐに適し且野宿につき他より便宜の場所なるに因るものゝ如し。

三、收容せられたる理由

重なる理由	以○歳以下			自一〇歳至一五歳		自一六歳至一九歳		計
	四	五	三	二	一	一	六	
掻凌及詐欺	四	五	三	二	一	一	六	計
乞食	一	一	三	三	一	一	六	
窃盗	一	九	一	五	一	一	一四	
浮浪	一	四	一	一	一	一	六	
空巢	一	二	一	一	一	一	三	
掏摸	一	一	二	二	一	一	三	
父母の金を浪費す	一	四	一	一	一	一	五	
無銭飲食	一	一	一	一	一	一	一	
少女を脅迫し金品を強奪	一	一	一	一	一	一	一	
野荒し	一	一	一	一	一	一	一	
屑拾	一	一	一	一	一	一	一	

計

五

八九

二六

一二〇

前表の如く扶養者の手を離れて放浪したる浮浪児は、多く淺草、上野公園の如き歡樂の場所を彷徨し、掻凌、乞食、窃盗等を行ふ、淺草象潟警察署に於ては淺草公園より毎日三名乃至四名の少年掏摸犯を檢舉すと云ふ。

彼等は常に營養不良にして多くは精神的に缺陷を有し、意思薄弱にして盜癖多く且虚言を好むを以て既に一度墮落したる不良少年に在りては其の矯正は頗る難事とせらる。

第四、乞食。浮浪者の多くは何等向上の希望奮闘の目的を有せざるを以て其の精神は頹敗し、其の肉體は收入寡少なる爲め營養常に不良なるを以て體力は年齢の進むに併行せずして急激に衰耗す、故に自ら自己の糊口を凌ぎ得る間は兎に角、其の放浪生活に續て來るものは乞食生活にして、次て行くべき道は死又は公の救助を求むるにあるのみ、而して大正七年に於ては市内に四〇一人の浮浪者の行旅死亡を出したり。

乞食となれる原因は怠惰放蕩亂費の結果によるもの、疾病、不具、癱疾、老衰に依るもの、扶養者の無能力又は遺棄に依るもの、先天的に精神異狀あるもの、其の重なるものにして、先天的精神異狀者及不具者を除けば何れも中年以後乞食生活に投じたるもの多し、又彼等の日常の生活狀

態は自然不健康を來し從つて彼等の間には罹病者極めて多しと云ふ。

更に進んで既述浮浪生活者の前途を明にする爲め、東京市養育院に收容したる、行旅病人及行旅死亡人取扱法に依る行旅病人に付いて調査するに其の年次別收容及死亡人員左の如し。

年次	入院者	死亡者
明治四十二年	一、四八三	六三〇
同 四十三年	一、四二二	六三三
同 四十四年	一、四八八	七二〇
大正 元年	一、六〇一	七一七
同 二年	二、一七〇	一、〇三四
同 三年	二、二二二	九〇二
同 四年	一、八九九	八五七
同 五年	一、六三七	七六〇
同 六年	一、六一〇	八五九

同 七年	一、六二四	九四二
同 八年	一、五八八	八二九

計 一八、七四四 八、八八三

因に本年六月より九月迄の四ヶ月間に在りては、入院者五四六名にして内男四二〇名、女一二六名なり。

大正七、八兩年度同院年報に依れば、右年度に於て入院の行路病人は三、二一二名にして其の原籍府縣別次の如し。

收容者府縣別	大正七年度	同八年度
東京府	四七五	五三〇
千葉縣	六七	五八
新潟縣	五四	五三
埼玉縣	四九	二六
神奈川縣	四一	五五
長野縣	三八	四三
群馬縣	三五	二九
大阪府	三五	一六

佐	高	愛	香	島	大	奈	德	島	岩	熊	和	鹿	山	岡	廣	三	京
賀	知	媛	川	根	分	良	島	取	手	本	歌	兒	口	山	島	重	都
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	府	

三 三 三 三 三 四 四 五 五 五 六 六 七 七 七 八 九 九

1 四 六 三 四 二 1 四 六 五 三 二 三 五 八 一 八 一 四 八

青	山	福	岐	滋	秋	山	石	兵	靜	宮	北	愛	朝	富	福	枋	茨
森	形	井	阜	賀	田	梨	川	庫	岡	城	海	知		山	島	木	城
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	道	縣	縣	縣	縣	縣	縣

九 〇 〇 〇 三 五 一 五 八 七 一 九 二 〇 二 二 二 二 七 二 七 二 九 三 〇 三 四

一 二 〇 九 一 八 八 一 九 一 八 一 八 一 七 二 〇 二 四 三 三 二 八 一 七 二 〇 三 七 三 三 六 三

長崎縣	三	四	一四四
福岡縣	二	九	
神戶縣	一	一	
宮崎縣	一	一	
臺灣	一	一	
不詳	三八〇	二三七	
計	一、六二四	一、五八八	

之を東京府及其他的諸府縣の兩者に區別し、百分比を以て示せば、

東京府	男	女	計
二八・七	三八・五	三一・三	
其の他の府縣	五四・六	三五・五	四九・五
原籍不詳	一六・七	二六・〇	一九・二
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

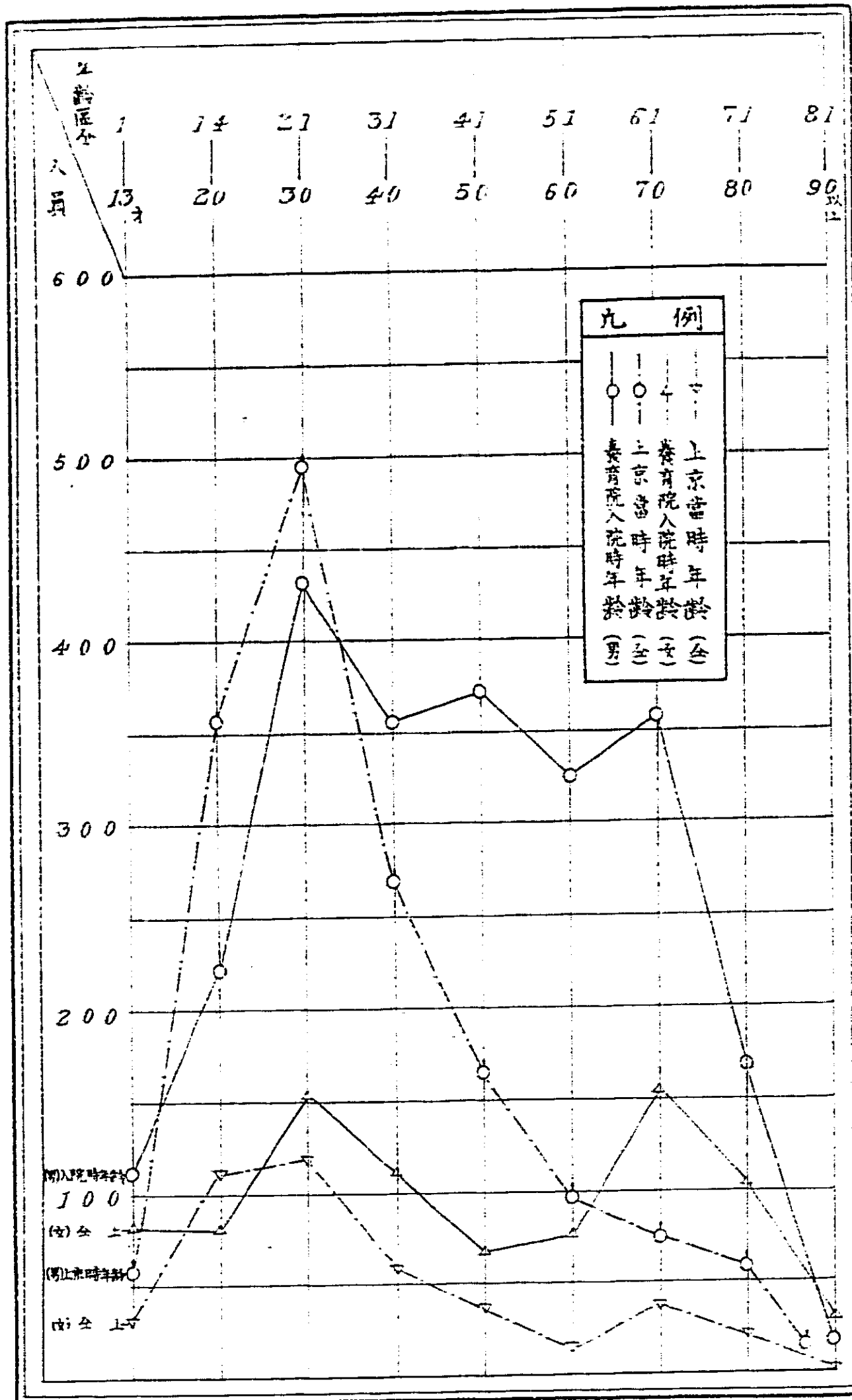
右に依れば地方に本籍を有するものは全數の四割九分を占む、而して此の事實は人口都市の集注の反面として又注意すべき事項なりとす。

然らば彼等の上京は如何なる事情又は目的に因りしものなりし哉。

事由	男	女	計
----	---	---	---

職を求めて	六三〇	一四	六四四
病氣治療の爲	一八八	五〇	二三八
奉公せんとて	一七六	一三四	三一〇
親戚知己を便り	一五二	七〇	二二二
父母其他に伴はれ	三一	二六	五七
移住、出稼又は歸京	三一八	一二四	四四二
結婚の爲	一	二四	二四
歸郷又は巡遊の途次	六八	三	七一
失踪又は漂浪	五	一五	二〇
勉強の爲	四六	二	四八
商用の爲又は行商の途次	一七	一	一八
漫然上京せしもの	一四	四	一八
其他	七	一	七
不詳並在京者	七〇二	三九一	一、〇九三

行路病人年齡構成圖



前表に依れば上京後入院時迄の期間は十年以上及一年以内のもの多く、之に次て三年、五年、十年以内の順序を示す。

更に彼等の上京當時の年齢及入院當時の年齢を比較圖表すれば第八圖の如し。

次は是等行路病人と其の幼時の家庭状態及教育程度とは大なる關係を有するが如く、先其の幼時

期間	計		比例
	男	女	
一年以内	五六四	一六八	七三二
三年以内	二〇〇	五七	二五七
五年以内	一三七	四〇	一七七
十年以内	一二六	二八	一五四
十年以上	五九八	一四九	七四七
不詳並在京者	七二九	四一六	一、一四五
計	二、三五四	八五八	三、二一二

次に地方出身者の上京後、入院時迄の期間を見るに左の如し。

扶養者との関係を見るに左の如し。

	男	女	計	比例
兩親健在せしもの	五八一	一七〇	七五一	二三・四
父のみ健在のもの	三五四	一二三	四七七	一四・八
母のみ健在のもの	三九五	一三七	五三二	一六・六
父 母 亡	四九九	一八〇	六七九	二一・一
不 詳	五二五	二四八	七七三	二四・一
計	二、三五四	八五八	三、二一二	一〇〇・〇

即ち父母の相方又は孰れかに缺けたるもの、數は、兩親健在なるもの、數に比し著しく多數なるを知るべし。

教育の程度を見るに一般に其の程度低くして次の如し。

	男	女	計	比例
中等教育あるもの	一〇八	一二	一二〇	三・四
小學卒業程度のもの	二二八	二六	二五四	七・九

小學校程度のもの	一、一三五	三六七	一、五〇二	四六・八
無教育學齡未滿其他	八八三	四五三	一、三四六	四一・九
計	二、三五四	八五八	三、二一二	一〇〇・〇

又是等の從前の職業を百分比を以て示せば左の如し。

種 類	大正七年度	同 入年度
農 業	一一・九	一五・一
水 産 業	三・六	1
工 業	一五・六	一七・九
商 業	六・九	一一・五
交 通 業	一・二	二・七
公 務	・八	一・〇
自 由 業	二・四	三・三
其他の有業者	七・六	一一・〇
家事使用人	一二・八	四・〇

無 職 業	二二・四	二四・〇
不 詳	一五・八	九・五
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

右に依れば無職業最も多く工業、農業、商業、之に次ぐ、而して無職業の多きは婦女子及小兒を含むに依るものにして、又工業に在りては大工、印刷業、染物、鍛冶、菓子、裁縫等の諸職に従事せるもの多く、商業には魚商、其他の有業者には日傭業多數にして、尙家事使用人には多數の女子を含む。

行旅病者は如何なる疾病に罹れるもの多きか、包括的の統計を得ざりしも養育院板橋分院に於て主として痼疾患者に就き調査したる所を示せば左の如し。

病 名	二〇歳 以 内	自二一歳 至四〇歳	自四一歳 至六〇歳	六〇歳 以 上	計	比 例
呼吸器疾患	三七	一九四	九九	五八	二三八	四二・六
神経系疾患	九	四一	一〇七	五六	二二三	二三・四
泌尿器疾患	1	七	一〇	五七	七四	八・二
骨及關節疾患	一四	二六	一九	八	六七	七・四
					一四九	

老 衰	1	1	1	48	150
消化器疾患	1	5	9	6	22
循環器疾患	1	3	2	13	18
白痴及老老性痴呆	3	9	3	4	19
流行性感冒	1	1	3	5	9
皮膚疾患	3	10	2	1	15
脚 氣	1	5	3	1	8
陳舊外傷	1	1	2	9	11
全盲兼老衰	1	1	3	6	9
生殖器疾患	1	1	2	1	4
微 毒	1	4	1	1	5
計	68	305	265	271	909
					1000

呼吸器病にありては肺結核九六%を占め、夫の多くは病狀第二期以上に進行したる重症患者にして、入院時には最早如何ともなし難く、入院後三十日以内に死亡するもの約半數に達すと云ふ、一

般痼疾も亦不治癒なるもの多しと。

附 記

大正九年六月より九月に到る三箇月間に於ける、養育院收容の行旅病者五四六名に就き調査したる其の出郷時、上京時、入院時の年齢別左の如し

年齢区分	出郷當時 年 齡	上京當時 年 齡	養育院入院 當時の年齢
一〇歳未満	五八	二一	二四
一〇—一五歳	四六	二五	二二
一六—二〇歳	六五	五四	四一
二一—三〇歳	九八	一二〇	九八
三一—四〇歳	三六	五四	七九
四一—五〇歳	一一	二六	八三
五一—六〇歳	五	九	七四
六一—七〇歳	六	一一	八六
七一—八〇歳	四	六	三七
八一—九〇歳	1	1	二
不 詳	二一七	二二〇	1
計	五四六	五四六	五四六

第三篇 今次財界不況の影響

第一項 財界の不況に伴ふ細民生計状態の変化

世界大戦後最高潮に達せんとしつゝ、ありたる我財界は、大正九年に入り最始の三箇月間未曾有の股盛を極め貿易、金融、物價、運輸の諸方面に於て孰れも從來の記録を破りたりしも、三月十五日に勃發したる株式界の擾亂を先驅として空前の反動的大波瀾を生じ、急轉直下財界一般に恐慌状態に陥り、四月に入りては米穀、生絲、綿絲布等の重要商品に及ぼし、五月に入るや銀行の破綻相次で起り一切の事業計畫は中止となり、六月日本銀行の救済運動漸次進捗するや財界も漸く安定に向ひ、八月以降流石の大波瀾も小康を得て大體の沈靜を見たり、されど固より景氣の恢復を致したるに非ず、僅に整理時期に入れるのみ否重要商品の如き倉庫に山積し整理困難にして財界の不景氣は今日以後益々甚しからんとす。

一方金融は戦時中の投機思惑極端に馳せたる爲め資金の需用際限なく増加を來し、金融は自ら梗塞し、加ふるに金融機關の警戒嚴なるものありて、投機思惑を著しく抑壓したる結果實際の需要を目的としたる眞面目なる賣買迄影響を及ぼし一般購買力を減少し此の間幸にして十一月末迄に